

答 申 第 6 号

平成29年12月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸 男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年12月13日付兵後広第677号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

第三者行為による損害賠償金請求事件にかかる裁判所への個人情報の提供について  
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 公益上の必要性について

本件訴訟は、貴広域連合が行った保険給付の適正化を図るためのものであり、個人の権利利益の保護とを比較衡量したうえで、個人情報を訴訟資料として神戸簡易裁判所及び本件訴訟の被告(第三者)に外部提供することについては、十分な主張立証を尽くし、本件訴訟を公正・妥当に遂行しようとするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

診療報酬明細書の提供に当たっては、本件訴訟とは関係のない傷病名等が記載されている場合はこれを伏せて提供するなど特に慎重に取り扱うこと。